

イベントの開催条件等に関するQ & A

令和5年2月21日現在

Q. 感染防止安全計画の提出はどのようなイベントが対象となりますか。

A. 参加人数5,000人超かつ収容率50%超で開催するイベントについては、感染防止安全計画の提出が必要です。

Q. チェックリストの公表はどのようなイベントが対象となりますか。

A. 人数にかかわらず、原則、すべてのイベントが対象です。
なお、感染防止安全計画を県に提出するイベントについては、チェックリストの公表は不要です。

Q. どんなものがイベントにあたりますか。

A. 事前予約制・チケット販売・時間指定等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等がイベントにあたります。

Q. チェックリストの公表について、イベントのHP等がない場合、どのようにしたら良いでしょうか。

A. HPやSNS等がない場合においては、当日に会場の目立つ場所に掲示してください。

Q. 参加人数は、どのように考えるのでしょうか。

A. 主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例：プロスポーツイベントの選手と観客等）は、参加者のみを計上することとし、明確に分かれていない場合（例：展示会的主催者と来場者等）は、両者を合計した数とします。

また、入退場管理が行われ会場内の参加者数が特定できる場合は、会場に同時に滞在する最大の参加者数とし、分からない場合は、1日当たりの参加者数とします。

Q. 業種別ガイドラインとは、どのようにしたら確認できますか。

A. 内閣府のHPに掲載されていますので、参照してください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

Q. 感染防止安全計画は、いつまでに提出したら良いですか。

A. 確認に時間を要することから、原則としてイベント開催日の2週間前までを目安に提出してください。

Q. 感染防止安全計画を提出した後、緊急事態措置が公示された場合、参加人数はどのようになりま
すか。

A. 現時点における人数要件は、「広島県におけるイベントの開催条件について」別紙2をご覧ください。また、感染防止安全計画を提出したイベントにおいて、緊急事態措置の制限を超える入場者に対しては、原則として、対象者全員検査の適用をお願いします。

Q. お祭りなど多数の出演者が参加するイベントは、どのような開催条件になりますか。

A. 「広島県におけるイベントの開催条件について」により、地域の感染状況や出演者が取り得る感染対策等を踏まえ、開催規模や内容の見直し、必要な感染対策の充実について、適切に判断してください。

Q. 飲食に関する注意事項はありますか。

A. 「広島県におけるイベントの開催条件について」別紙1をご覧ください。

Q. 収容定員が無い会場で、5,000人超のイベントを開催する場合、どのような手続きが必要でしょうか。

A. 人と人との間隔の確保の程度により、次のとおり取り扱ってください。
十分な間隔を確保する場合：チェックリストをホームページ等で公表
触れ合わない程度の間隔を確保する場合：感染防止安全計画を県に提出

Q. 大声ありのイベントを開催する場合、どのような手続きが必要でしょうか。

A. 参加人数5,000人超かつ収容率50%超で開催するイベントについては、感染防止安全計画の提出、それ以外のイベントについてはチェックリストの作成・公表が必要です。なお、必要な感染防止策については、「広島県におけるイベント開催条件について」別紙1をご覧ください。

Q. 令和5年3月13日以降、イベントでの出演者や参加者等のマスク着用は、どうすればよいでしょうか。

A. 政府は、令和5年3月13日に「マスクの着用」の考え方を見直し、「着用は個人の判断に委ねることを基本とする」こととされました。

これにより、イベントの主催者は出演者や参加者等に対して、必ずしも「マスクの着用」を働きかける必要はなくなりますが、イベントの主催者が感染対策上又は事業上の理由等により、出演者や参加者等にマスクの着用を求めることは可能です。

なお、令和5年3月12日までに開催するイベントは、引き続き令和5年2月1日付け「広島県におけるイベント開催条件について」に基づき、「マスクの着用」に係る取組等を実施した上で開催してください。

Q. 令和5年3月13日以降、どんなイベントでマスクの着用を求めればよいのでしょうか。

A. 基本的な感染対策（「三密の回避」、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い・手指消毒」、「換気」等）は、それぞれの対策を重ねて行うことで、より大きな効果が期待されます。

このため、イベント開催時の状況（人との距離の確保、換気、参加者の年齢層など）を考慮して、マスクを着用しなければ適切な感染対策を講じることができないイベントかどうかを検討し、判断してください。

なお、政府が示す「マスクの着用が効果的な場面」を勘案すれば、例えば、高齢者等重症化リスクが高い方が多く参加するイベントや、三密で換気が不十分なイベントなどが考えられます。

（マスクの着用が効果的な場面）

- ① 医療機関受診時
- ② 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢施設等への訪問時
- ③ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、高速バス、貸切バス等）を除く。）に乗車する時

Q. 令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症が法律上の5類感染症に位置づけられれば、令和5月8日以降に開催されるイベントについては、チェックリストの作成・公表や、感染防止安全計画の策定・提出は必要ないでしょうか。

A. 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられた場合、チェックリストや感染防止安全計画などの制度も廃止となる見込みです。

ただし、大きく病原性が異なる変異株の出現や、急激な感染拡大など、特段の事情が生じた場合は、5類感染症への位置づけ等に関する対応方針が変更される可能性がありますので、御留意ください。